

① 両園舎の活用方法について

Q 朱雀保育園の保育室が狭いと思いますが、こども園移行にあたり、どうするのでしょうか。

A 現在朱雀保育園につきましては、待機児童を抱えている状況であり、保育室に余裕がありません。そのため、朱雀幼稚園舎との分園方式でのこども園移行を含めて活用園舎の検討をしています。

Q こども園移行にあたり朱雀保育園舎と朱雀幼稚園舎の活用方法について教えてください。

A 具体的な園舎の活用方法はこれから検討していくことになります。園庭やリズム室の大きさは幼稚園舎の方が大きいですが、保育園舎は乳児の設備や給食調理室など必要な設備が整っており、さらに立地がよく駐車場もあるため、基本となる園舎は保育園舎で検討しています。また、分園活用する場合の年齢による園舎の分け方は、全国的に統一されていません。他市の例であれば5歳児だけが、小学校の空き教室に入ったりしています。何歳児で園舎を分けるかは施設の状態によって考えていくことになりますので、どのような施設が子ども達にとって一番よい施設になるのか、これから両園の職員等と協議していきます。

② こども園移行に向けての園舎の改修内容について

Q これからこども園移行に向けて具体的にどのような改修をされるのでしょうか。

A 具体的な改修内容については、これから園、工事担当課、設計業者、地域、保護者等と協議し決めていくことになります。他園の例では、保育室の床・壁等の美化や、トイレの乾式化、便器の洋式化、機器更新等、主に園児に係わる部分の改修を行っています。また、幼稚園舎を活用する場合は、保育室やリズム室へのエアコン設置を行っています。

Q こども園移行にあたり、幼稚園舎を活用する場合、幼稚園舎にも給食調理室を設置するのでしょうか。

A 具体的な園舎の活用方法は現在検討中ですが、必要に応じて給食調理室の設置も検討していきます。

Q セキュリティ対策はどのようにするのでしょうか。

A セキュリティ対策につきましては、園職員からモニター付きインターフォンの設置の要望をいただいていますので、今後園舎改修工事の設計の中で検討していきます。

③ こども園における定員や認定等の考え方について

Q 1号認定利用も預かり保育が出来ると聞きましたが、そうすると1号認定利用と2号認定利用の違いはどこにあるのでしょうか。また、朝からだけ働いているような方は2号認定利用となるのでしょうか。

A 1号認定利用の場合、基本的な保育時間は9時～14時ですが、2号認定利用は最長11時間とベースになっている保育時間が異なりますので、保育料も同じ所得でも2号認定利用のほうが高くなります。また、1号認定利用でも毎日預かり保育を利用すると保育料は2号認定よりも高くなります。なお、2号認定利用の場合、月96時間以上の就労時間等が条件となっています。

Q	1号認定と2号認定を分けずに、一緒にするという議論はないのでしょうか。2号認定利用では、ちょうど月96時間を超えないくらいの時間でパートをしている人もいますので、認定の境界をなくしてもらえないでしょうか。
A	認定基準につきましては、国で定められている基準であるため、認定の境界をなくすることはできません。そのため、就労の状況によって施設の利用が左右されることのないよう、奈良市独自の施策として、公立園で認定こども園の整備を積極的に進めています。

Q	1号認定利用と2号認定利用の園児の次のステップとして小学校がありますが、3号認定利用で職場に近い等の理由で住所地と違う小学校区の園に通っている場合、3歳児になれば住所地の小学校区の幼稚園等に転園しないといけないのでしょうか。
A	奈良市の就学前の幼保施設については、園区の設定がありませんので、転園の必要はありません。卒園後に市立小学校に通われる場合は、基本的に住所地の小学校区の小学校に通っていただくことになります。

Q	こども園になれば、地域の幼稚園利用を希望している子どもは必ず入園できるのでしょうか。もし、定員がいっぱいでこども園に入れなかった場合は遠くの園に入園することになるのでしょうか。
A	こども園の定員につきましては、現状の園児数、過去の園児数、地域の就学前の子どもの数などを考慮して設定していますが、地域のすべての子どもが入園できる設定ではありません。例えば私立園に入園する場合もありますので、現状のニーズに対応できるような定員設定を行います。 なお、朱雀地区の場合は近隣に左京こども園がありますので、そちらも選択肢のひとつとなるのではないかと考えています。

Q	入園時には1号認定利用の園児が優先されるのでしょうか、2号認定利用の園児が優先されるのでしょうか。
A	こども園では1号認定利用と2号認定利用でそれぞれ定員が設定されてますので、どちらが優先されるということはありません。なお、定員の設定につきましては、利用状況によって毎年度見直しを行っています。

Q	幼稚園と保育園の在園児は引き続きこども園に入園できるのでしょうか、もし入園できず他の園を探す必要がある場合、保育園利用の4月入園の申し込みが11月頃からと遅いので、申し込みの時期をもう少し早めてもらえないでしょうか。
A	こども園移行により、在園児は自動的にこども園の園児となりますので、その際に特に手続きは必要はありません。なお、入所申し込みの期間につきましては、現在入所の申し込みの期間を早めるという方向性はありませんが、こども園移行にあたりそのような希望があることを踏まえて、今後の対応を検討していきます。

Q	こども園により受入年齢が異なりますが、将来的にすべてのこども園で0～5歳児を受入するのですか。
A	こども園は、2号認定利用の園児は必ず受け入れなければなりません、3号認定利用の園児は必ず受け入れなければならないものではありません。そのため、園舎の規模や地域の現状に合わせて受け入れる定員を設定しており、現時点ではすべてのこども園を0歳児からの施設にすることは考えていません。

④ こども園における教育・保育等の内容について

Q	1号認定利用の場合、入園式はどうなりますか。また、入園式当日は保育をしてもらえるのでしょうか。
A	3号認定利用の園児の2歳児クラスから3歳児クラスへの進級式と新たに入園する1号認定利用の園児の入園式という形で4月に合同で行います。進級・入園式当日の保育については、特に開園時間が短くなるということはなく、式終了後も引き続き保育を行います。

Q	こども園の場合も、1号認定利用には長期休暇期間があるのでしょうか。
A	幼稚園と同様に1号認定利用にも夏休み等の長期休暇期間があります。また、長期休暇期間中もこども園は開園していますので、利用料（1回500円）をご負担いただくことで、預かり保育を利用することができます。

Q	保育園と幼稚園の教育は違っており、幼稚園では椅子に座って字を書く練習をしているという話も聞きますがどうなのでしょう。
A	奈良市の幼稚園と保育園では共通のカリキュラムを作成しており、幼稚園・保育園どちらであっても、小学校に上がるための力を付けるため、同じ子ども像を目指し9時～14時までには同じ教育・保育を提供しています。なお、幼稚園の教育につきましては、市立園で実施している共通のカリキュラムでは遊びを通した学びを大事にしています。

Q	こども園になった場合に行事はどうなるのでしょうか。また、こども園移行によって平日に参加する行事は増えるのでしょうか。先月まで別のこども園に通っていましたが、2か月に1回は参観があり、働いていたので負担が多かったです。
A	行事の工夫として、現在こども園であれば参観は自由参観の形式で行って、発表会は休日にするなどの方法をとっているところもあります。行事につきましては、各こども園で保護者の意見をもとに試行錯誤している部分ではありますが、これからこども園移行に向けて、園職員等と相談しながら検討していくこととなります。

Q	保育標準時間利用と保育短時間利用の子どもは基本的に同じクラスでお迎えまで過ごすのでしょうか？
A	こども園では、保育標準時間と保育短時間の2号認定利用の園児と、1号認定利用の園児は9～14時の共通利用時間において同じクラスで生活します。また、9～14時の前後の時間帯は、異年齢間での交流保育などを実施しており、昼食後13時ごろからは、「14時に降園する1号認定利用の園児」と「お昼寝等をする2号認定利用及び預かり保育利用の園児」が別々の保育室に分かれることで、今までとお昼寝の時間がずれたり、保護者のお迎えの時間の違いで園児たちが寂しい思いをしないような工夫をしています。

Q	こども園へ移行した場合に保育時間の変更はあるのでしょうか。
A	こども園移行後も現在の朱雀保育園の保育時間と同じ時間設定を予定しています。

⑤ こども園の職員配置等について

Q	職員の資格について、奈良市では幼稚園と保育園の職員の職種を統一しているとのことですが、資格の取得状況はどうなっていますか。
A	幼稚園であれば幼稚園教諭の免許、保育園であれば保育士資格が必要となりますが、奈良市の職員は概ね両方の免許・資格を持っていますので、定期的な人事異動はあるかもしれませんが、基本的にこども園移行により大きく職員が変わることありません。

Q	朱雀保育園では、4・5歳児は1クラス編成ですが、こども園に移行することにより1号認定の定員を設定した場合、何人以上になれば、2クラス編成になるのでしょうか、また必要な職員の人数は決まっているのでしょうか。
A	現在こども園移行後の定員は決まっていますが、朱雀保育園と朱雀幼稚園の園児数を勘案すると、2クラス編成になると考えています。また、こども園の職員配置については、現在の保育園の職員配置の基準をベースとして、12時間開所のための職員のシフトや支援を必要とする園児を受け入れる場合等に必要に応じた職員配置をしていくこととなります。

⑥ 送迎・駐車場について

Q こども園の送迎時の駐車場はなるのでしょうか。また、1号認定利用の場合は駐車場を利用できるのでしょうか。

A 駐車場につきましては、こども園移行後も引き続き平城東公民館の駐車場を利用させていただく予定です。また、幼稚園舎を活用する場合は、保護者アンケートで近隣の生協の駐車場の活用についてご提案いただいたので、今後活用できるのか検討していきます。なお、1号認定利用の場合は、今まで幼稚園では徒歩通園の文化を大事にしてきましたので、車での送迎は妊娠中や、怪我等の場合を除いて基本的に認めていません。駐車場の利用は基本的に2〜3号認定利用の方のみの利用となります。

Q 朱雀では通園バスを運行する予定はあるのでしょうか。

A 登降園時の職員と保護者とのコミュニケーションが大事だと考えており、通園バスの場合に職員と保護者の接点が薄れてしまうこと、さらには市の財政状況から通園バスは運行しない方針です。また、今年の4月に柳生と布目こども園が開園しましたが、山間部でもバスは出していない。

Q 朱雀保育園と朱雀幼稚園の両園舎を活用する場合にきょうだいがいるため、幼稚園舎と保育園舎に両方の子どもを登園させる必要がある場合はどのような配慮をしていただけるのでしょうか。

A 園児の送迎については、基本的には保護者に両園舎に送迎していただくこととなりますが、きょうだい関係のある園児で年齢により園舎が分かれてしまう場合の送迎につきましては、こども園移行による経過措置として、きょうだい関係のある園児をまず一方の園舎に預けていただき、時間が来れば職員引率のもと園児に園舎間を移動してもらう方法を検討しています。

⑦ その他

Q PTA・保護者会はなるのでしょうか。

A 保護者会については、例えば他のこども園の場合は、可能なことは活動時間帯を昼と夜に分けるなど、1号認定利用、2号認定利用どちらかの保護者にだけ負担のかかることのないような方法で活動をされています。また、こども園の中でも保護者会として活動している園、PTAとして活動している園両方があり、PTAとして活動する場合、市のPTA連合会に加入することになるため、研修や情報を得られる機会が増えるというメリットがありますが、どちらを選択するかは保護者の皆様に決定していただくこととなります。市は、これまでの再編対象園の例を参考としながら、必要に応じて相談や情報提供を行い、保護者会のあり方について、ともに考えさせていただきます。

Q 2園作るという選択肢はないのでしょうか？長い目で見ると、2つの離れた園舎を行き来する方法よりは2つに分けた方がよいのではないのでしょうか。

A 本市の市立幼保施設が抱える課題は、幼稚園では園児数の過小規模化や3年保育や預かり保育などの保護者が求める多様なニーズへの対応、保育園では待機児童を抱えているなどが挙げられます。そこで市立幼稚園と市立保育園を再編しこども園を整備することで、子どもたちが保護者の就労等に関係なく入園でき、また育ち合い、学びあい、仲間づくりの面でそれぞれの年齢に応じた適切な集団規模での教育・保育が実施できる環境整備を進めております。再編にあたっては、周辺地域の保育ニーズに応じた施設整備や、既存施設を有効活用するという考えを基に活用施設の検討を行っており、朱雀地区に2つのこども園を整備するという考えはありません。